介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

（特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）

届出に必要な書類及び算定要件については、介護報酬改定等により内容を見直す場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1 加算・減算

項　目	必 要 書 類
職員の欠員による減算の状況 ①看護職員・②介護職員 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	＊減算の要件を満たす場合は届出が必要です。欠員が解消となった場合も届出が必要です。 ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2） 【欠員が解消した場合は以下も必要】 ④勤務体制・勤務形態一覧表（単位ごとに欠員が解消した月の実績・従業者全員分で作成） ⑤資格者証の写し（介護職員を除く）
身体的拘束廃止取組の有無 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	＊減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2）
高齢者虐待防止措置実施の有無 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	＊減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2）
業務継続計画策定の有無 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	＊減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2）
入居継続支援加算 （特定施設入居者生活介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2） ④入居継続支援加算に関する届出書（別紙 32） ⑤入居者の状況及び介護福祉士の割合を満たすことが分かる書類
テクノロジーの導入 ※ （入居継続支援加算関係） （特定施設入居者生活介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2） ④テクノロジーの導入による入居継続支援加算に係る届出書（別紙 32-2） ⑤導入機器の内容が分かる資料 ⑥「見守り機器等を安全かつ有効に活用するための委員会」の議事概要
生活機能向上連携加算 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2） ④外部の訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設との連携関係が分かる書類の写し
個別機能訓練加算 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	＊加算（Ⅱ）を算定する場合は「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2） ④勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・機能訓練指導員分で作成） ⑤資格者証の写し（機能訓練指導員）

★当課から返送する書類は、届出書1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。

項　目	必 要 書 類
ADL維持等加算〔申出〕の有無 （特定施設入居者生活介護）	＊「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2）
夜間看護体制加算 （特定施設入居者生活介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2） ④「夜間看護体制加算に係る届出書」（別紙 33） ⑤勤務体制・勤務形態一覧表（算定日から4週間分・看護に係る責任者及び看護職員分で作成） ⑥資格者証の写し（看護職員）
若年性認知症入居者受入加算 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2）
科学的介護推進体制加算 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	＊「LIFEへの登録」を「あり」として届出してください。 **＊「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」**をご確認ください。 ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費（第一号事業支給費）算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2）
看取り介護加算 （特定施設入居者生活介護）	＊「夜間看護体制加算」を算定している必要があります。「夜間看護体制加算」を取下げた場合は「看取り介護加算」を取下げしてください。 ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2） ④看取り介護体制に係る届出書（別紙 34-2）
認知症専門ケア加算 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2） ④認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙 26-2） ⑤認知症介護実践リーダー研修修了証の写し（加算Ⅰの場合） ⑥認知症介護指導者養成研修修了証の写し（加算Ⅱの場合）
高齢者施設等感染対策向上加算 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2・別紙1-2-2） ④高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書（別紙35）
生産性向上推進体制加算 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	＊本市ホームページ（ページ番号：50926）に掲載している**「生産性向上推進体制加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例等の提示について」**をご確認ください。 ①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1-2・別紙1-2-2） ④生産性向上推進体制加算に係る届出書（別紙28） ⑤（別紙2）生産性向上推進体制加算（Ⅰ）の算定に関する取組の成果（加算Ⅰの場合）
サービス提供体制強化加算 （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2） ④サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 14-6） ⑤有資格者等の割合の参考計算書（別紙7-2）又はこれに準じた計算書等

★当課から返送する書類は、届出書1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。

項　目	必 要 書 類
介護職員等処遇改善加算※ （特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2） ④処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式

※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の要件を満たさなくなったその月から、介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）は算定できなくなるため、加算（Ⅱ）への変更に係る届出が必要です。

※ 入居継続支援加算の「喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件」等を満たさなくなり、その状況が3か月を超えて継続した場合、4か月目より介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）は算定できないため、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）への変更又は介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）への変更の届出が必要です。

注 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所は、サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算のみ届出することができます。

2 短期利用特定施設入居者生活介護の届出を行う場合

項　目	必 要 書 類
短期利用特定施設入居者生活介護の届出 （特定施設入居者生活介護）	①連絡票、返信用封筒（郵送により届出する場合・欄外★参照） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2・別紙 1-2-2） ＊特定施設本体の届出と矛盾のないように記載ください ④短期利用特定施設入居者生活介護確認表 ⑥運営規程（短期利用の項目を追加したもの）

＊以下の『短期利用特定施設入居者生活介護　基準抜粋』をよくお読みのうえ、基準に適合する事業所であれば届出を行ってください。

【短期利用特定施設入居者生活介護　基準抜粋】

イ 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者が、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること。

ロ 指定特定施設の入居定員の範囲内で、空いている居室等（定員が一人であるものに限る）を利用するものであること。ただし、短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（利用者）の数は-1 又は当該指定特定施設の入居定員の 100 分の 10 以下であること。

ハ 利用の開始に当たって、あらかじめ 30 日以内の利用期間を定めること。

ニ 家賃、敷金、介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領しないこと。

ホ 介護保険法等に基づく勧告、命令、指示を受けたことがある場合にあっては、当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること。

3 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年3月8日老企第 40 号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年3月 17 日老計発 0317001 老振発 0317001 老老発 0317001）

★当課から返送する書類は、届出書1通につきA4用紙2枚程度です。必要料金分の切手を貼ってください。